

【所定疾患施設療養費の算定状況について】

厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

○令和８年度（令和８年４月１日 ～ 令和８年８月３１日）

病名	件数	日数
肺炎	10	67
尿路感染症	61	520
带状疱疹	1	10
蜂窩織炎	13	117
慢性心不全の憎悪	3	20

○令和７年度（令和７年４月１日 ～ 令和８年３月３１日）

病名	件数	日数
肺炎	36	277
尿路感染症	103	848
带状疱疹	3	20
蜂窩織炎	29	272
慢性心不全の憎悪	5	45

○令和６年度（令和６年４月１日 ～ 令和７年３月３１日）

病名	件数	日数
肺炎	13	62
尿路感染症	14	69
带状疱疹	1	7
蜂窩織炎	0	0
慢性心不全の憎悪	1	2

【算定要件】

1. 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪の入所者に対し
投薬・検査・注射・処置などを行う。
2. 診断・診断日・投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載する。
3. 算定開始後の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。
4. 当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している。
5. 緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。